

福島原発 千葉訴訟

線引きNO、避難の
権利を認めさせよう

第二陣 控訴審

第11回口頭弁論期日



2022年9月28日(水)14:30～ 東京高等裁判所1階101号法廷

今回の裁判のみどころは？

本控訴審において、2回目の一審原告ご本人の尋問手続が実施されます。1名の一審原告ご本人が、現在の生活状況・避難をした理由・避難前の地域の現状等につき、お話しします。弁護団からの質問、東京電力・国からの質問に対して、60分程度、お話しいただきます。

当日のスケジュール

■ 13:50頃 抽選券交付開始
@東京高裁1階正門付近「2番交付所」

■ 14:10頃 抽選券交付締切、傍聴券交付
@東京高裁1階正門付近「2番交付所」

※現時点での予定です。新型コロナウイルス感染拡大状況によって、抽選券交付時間が変動する可能性もございますので、ご了承ください。

■ 14:30頃 控訴審第11回口頭弁論開始
@東京高裁101号法廷

※新型コロナウイルス感染対策の観点から、会場を利用した報告集会は予定しておりません

原発被害救済千葉県弁護団

〒260-0013 千葉市中央区中央3丁目5番1号 千葉中央トーセイビル9階 藤井・滝沢総合法律事務所内

TEL:043-222-1831

FAX:043-222-1832

【弁護団HP】

[原発被害救済千葉県弁護団](#)

[検索](#)

福島原発千葉訴訟第二陣（控訴審） これまでの裁判の経緯

福島原発千葉訴訟第二陣（控訴審）は、福島第一原発事故によって千葉県に避難された6世帯17名の方々が、国と東京電力に対して損害賠償責任を求めている裁判です。

平成31年3月14日、千葉地方裁判所民事第5部は、国の責任を否定する判決を言い渡しました。その理由ですが、津波により全交流電源喪失をもたらす浸水が生じることの予見可能性を認めつつも、①その予測の確度は必ずしも高いとはいえないこと、②地震対策の優先度が高く、平成19年7月に新潟中越沖地震が発生し、耐震性の問題がクローズアップされたこと、③規制権限の行使には専門技術的判断が認められることから、津波対策より地震対策を優先させた判断が不合理ではない、というものでした。

また、本年6月17日、最高裁判所第二小法廷（菅野博之裁判長）は、福島第一原発事故の被害者が提起した生業訴訟・群馬訴訟・千葉訴訟・愛媛訴訟の4訴訟において、国が規制権限を行使しなかったことについて、国の責任を認めないとの判決を言い渡しました。裁判官全員一致の判決ではなく、3対1と意見が分かれた判決でした。

しかしながら、多数意見は、原子力安全規制法令の趣旨・目的について判断せず、「長期評価」の信頼性の評価も回避し、原発についての安全規制のありかた、事故に至る東京電力と保安院の対応についても判断していません。多数意見の実質的な判断部分は約4頁しかなく、分量として薄いですが、内容としても、建屋などの水密化を否定し、防潮堤の設置範囲も津波シミュレーションによって想定津波が遡上する部位（敷地高さを超えると試算されたもの）に限定されるとするもので、重大事故が想定される場合の防護として、多重防護という発想が求められ、推計の誤差を考慮して安全上の余裕を確保するという発想が求められることから、不当なものとなっています。

上記最高裁判決には、三浦守裁判官の反対意見が付されています。三浦反対意見は、原子力安全規制法令の趣旨・目的を明らかにし、「長期評価」の信頼性を認め、東側にも防潮堤が設置されるべきこと、防潮堤の設置に合わせて建屋の水密化の対策が求められ、これにより事故を避けられたとしています。三浦反対意見は、下級審で判断されたすべての論点について、原告からの提起を正面から受けとめたもので、「第二判決」と評されるものです。実際の地震・津波の規模を強調して因果関係を否定する多数意見に対しても、「『想定外』という言葉によって、全ての想定がなかったことになるものではない。本件長期評価を前提とする事態に即応し、保安院及び東京電力が法令に従って真摯な検討を行ってれば、適切な対応をとることができ、それによって本件事故を回避できた可能性が高い。本件地震や本件津波の規模等にとらわれて、問題を見失ってはならない」と厳しく批判しています。本訴訟においても、三浦反対意見が示した判断が、多数意見となることを目指す必要があります。

千葉地裁民事第5部は、避難継続の合理性について、⑦緊急時避難準備区域旧居住者に関し、平成24年8月末を超えて避難を継続した場合でも個別事情に応じて避難継続の合理性を肯定すると判示し、一審原告の個別事情を踏まえて平成25年3月末日まで避難の合理性を認め、⑧自主的避難等対象区域旧居住者に関し、一定の場合は避難の合理性が認められると判示し、各一審原告の個別事情を考慮して、平成24年12月末日（又は平成23年4月6日）まで避難の合理性を認めました。千葉地裁民事第5部は、これまでの賠償基準の不十分さを認め、これを超えた損害賠償を命じました。

しかし、認定した避難の継続の期間・損害額いずれも、原発被害者の被害実態に即した十分なものとは言い難いものです。

現在、福島原発千葉訴訟第二陣の審理は、千葉地裁から、東京高等裁判所第16民事部へ移りました。控訴審第1回口頭弁論期日において、一審原告ご本人の意見陳述等を行い、東京高裁の裁判官に対し、一審原告ご本人の声を直接届けました。控訴審第2回・第3回口頭弁論期日において、国の責任に関するプレゼンテーションを、第4回口頭弁論期日において、低線量被ばく健康リスク・リスク認知論・中間指針等の損害に関するプレゼンテーションを、法廷で実施しました。第5回口頭弁論期日以降、提出した準備書面の要旨を、法廷で説明しております。控訴審第10回において一審原告ご本人の尋問手続を実施し、今回も、一審原告ご本人の尋問手続が実施されます。

控訴審では、原発被害者の方々が受けた現実の被害の大きさについて、東京高等裁判所の裁判官にも十分理解していただけるよう、さらなる主張、立証を行い、慰謝料の増額とともに、必ず国の責任を認めさせ、被害の完全回復に向けて実態に即した全面的な賠償を実現させたいと考えます。

今後の裁判の日程

未定

東京高等裁判所の場所

